道標

No.２８９
令和８年１０月３１日発行
秋田県立視覚支援学校　進路指導部

保護者進路学習会（サマースクール）

障がい者生活支援センターほくと 所長 岩本由布 氏を講師にお迎えし、「障害福祉サービスの利用について」と題してご講話いただきました。保護者や専攻科生徒７名が参加し、障害福祉サービスの利用について学びました。



講話後は、保護者の方々から積極的に質問がありました。

☆講話・質疑応答より～

・障害福祉サービスを利用するには、相談支援相談所と市役所福祉課のどちらかに相談してスタートとなるが、「ほくと」は市から委託を受けており、視覚障害の方の相談事例が豊富である。

・サービス利用契約を前提としなくても様々なことを相談することができる。

・同行援護やショートステイなど学生のときから受けられるサービスもあるが、利用までのステップがあり、時間が掛かることが多い。

・同行援護や移動支援事業は単発利用なので、通勤や通学には利用できない。

・同行援護のガイドヘルパーは秋田市に３事業所しかなく、需要への対応が厳しい状況。

・移動支援事業は、同行援護よりもサービス内容は限定されるが、外出の付き添いなどに利用可能。

高等部卒業生進路先一覧（令和3～7年度）

先日の進路に関する知りたい情報のアンケートで最も得票数が多かった「卒業生の進路先」についてまとめました。最近５年間の卒業生の進路先を４項目に分けて示しています。卒業生は、普通科、保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科、専攻科生活情報科の５つの教育課程を合わせた数値となっています。

	進学	就職	施設利用	在宅（他）	計
令和３年度		２		１	３
令和４年度	１	５		１	７
令和５年度	２	４	１	１	８
令和６年度	２	２			４
令和７年度	１	１			２
	６	１４	１	３	２４

進学：筑波技術大学（あはき）、東北電子専門学校、本校

就職：高齢者施設･･･きららアーバンパレス、らいらっく、ケアライフゆり

訪問マッサージ･･･フレアス、Ai の助、TEATE、こころも

御野場病院（マッサージ）、北斗通信（製造・流通）、らいらっく（介護補助）

しまむら（小売）、秋田市役所（公務員）

施設利用：スクールファーム河辺（就労継続支援Ｂ型）

ご存じですか？「法定雇用率②」

前回に続き、法定雇用率についてのお話です。今回は障害者雇用に関する納付金と調整金についてのまとめです。障害者雇用率未達成企業から納付金を徴収し、達成企業へ調整金として支給することで、雇用を促す制度です。金額は、納付金が一人あたり月額５万円、調整金は一人あたり月額2万９千円となっています。しかし、従業員 37.5 人以上の企業が雇用義務の対象となっていますが、納付金、調整金の対象となるのは「常用労働者数が 100 人を超える事業主」となっています。つまり、100 人以下の企業は、雇用義務を満たしていなくても、納付金を納めなくてもよいことになっています。このことについては、厚生労働省でも見直しの議論がなされているところです。

次回は 10 月から改訂となった「最低賃金」についてのお話です。